

## 郡山市延長保育事業実施要綱

平成8年4月15日制定

平成11年1月11日一部改正

平成11年4月1日一部改正

平成12年4月1日一部改正

平成13年4月1日一部改正

平成14年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成16年4月1日一部改正

平成17年11月16日一部改正

平成18年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

[こども部こども育成課]

(対象児童の年齢及び実施人数)

第1条 延長保育の対象児童は、満1歳以上の者とし、実施児童の人数により必要な職員を配置して事業を実施する。

(実施児童名簿等)

第2条 延長保育を実施する保育所は、延長保育実施児童名簿（第1号様式）を作成するとともに、日々における当該児童の延長保育実施記録を延長保育実施記録表（第2号様式）により記録しなければならない。

(実施児童名の報告)

第3条 延長保育を実施した保育所は、実施月における延長保育実施児童名報告書（第3号様式）を当該月の翌月5日までに郡山市長に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、延長保育の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成8年4月15日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

(郡山市延長保育事業実施要綱の廃止)

2 郡山市延長保育事業実施要綱（平成2年7月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 1 月 11 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 16 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。





